

記者会見要旨

日 時：平成 24 年 7 月 27 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 50 分
場 所：東証 ARROWS プレゼンテーション・ステージ
会 見 者：代表執行役社長 齊 藤 悅

齊 藤 こんにちは。それでは始めさせていただきます。

今日は、お手元に資料が 1 つあると思います。まず東京証券取引所グループの平成 25 年 3 月期第 1 四半期決算についてご説明いたします。

連結損益の状況について、前年同期（平成 24 年 3 月期第 1 四半期）と比較した数字を記載しております。

「営業収益」に関しては、株券の売買代金は前年同期比 10.4% 減少したわけですけれども、JGB 先物の取引高が 43.6% の増加、TOPIX 先物の取引高が 14.9% の増加と、デリバティブが比較的好調でありましたために、「取引参加料金」は前年同期並みの水準となりました。また、子会社である日本証券クリアリング機構（JSCC）でのデリバティブの清算手数料が増加いたしましたので、「証券決済関係収入」は 6.1% の増収となっております。

「上場関係収入」ですが、上場会社の資金調達額が前年同期比 89.5% の増加となった他、6 月 13 日に新規上場した東急不動産系の REIT であるアクティビア・プロパティーズ投資法人による 1000 億円規模の公募を伴う大型 IPO が行われましたことから、「上場関係収入」は 4.8% の増収となっております。

「情報関係収入」は、市況を受けまして、リアルタイム個別端末の契約台数が減少しまして、4.9% の減収となっております。

営業収益全体としては、前年同期比 4.1% 増収の 135 億円となりました。

他方、「営業費用」に関しては、「減価償却費」が前年同期比 26.5% 減、金額では 7 億 5000 万円の大幅減となっております。これは、前年同期には、昨年 11 月の先物取引の Tdex+ システムへの移行に向けて、旧派生売買システムの減価償却を繰り上げて計上しておりましたので、その関係でこの四半期では大幅な反動減となりました。それから、「人件費」や「不動産賃借料」につきましても、コスト削減を継続的に行っておりまして、人件費が 5.4%、不動産賃借料は 7.4% の減少となっております。

そういう関係で、営業費用全体では、前年同期比 4.8% 減少の 102 億円

となりました。

その結果、「営業利益」では、前年同期比 47.9% 増の 32 億円、これにシンガポール取引所株式からの配当収入などを加減いたしました「経常利益」は、同 39.9% 増の 36 億円となり、税引き後の最終損益である「四半期純利益」は、同 46% 増の 21 億円となりました。

もう 1 つ、比較的市場に影響があるのではないかと思っておりますので、金融庁が 7 月 10 日からパブリック・コメントを実施しております「信用取引等の委託保証金の計算方法に関する内閣府令改正」について、ちょっとだけご紹介しておきたいと思います。これは我々市場関係者の長年の希望であり、市場へのインパクトも非常に大きいと思います。

信用取引を行う場合は、取引金額の最低 30% を担保として証券会社に差し入れる必要があります。この担保のことを委託保証金と呼んでおります。現行の制度では、証券会社に差し入れた委託保証金は、信用取引のポジション解消のための反対売買に伴う株式と現金とを決済する日まで証券会社が預かることとなっておりました。株式の約定日の 3 日後が決済日となりますので、反対売買を行って信用取引のポジションを解消して、担保の必要性がなくなっていても、決済日までの 3 日間は委託保証金を預けておかなければならなかつたわけです。

今回、金融庁が改正を検討しているのは、反対売買などによって信用取引のポジションを解消した場合には、決済日まで委託保証金を拘束するのではなく、反対売買などを行ったその日に投資家が引き出せるようにしようというものです。

これが実現しますと、資金の拘束期間が 3 日間短くなりますので、資金効率が向上して投資家の利便性が高まることになります。たとえば、同じ日に信用取引と反対売買を複数回行うような場合には、これまで原則として、それぞれの信用取引ごとに委託保証金を差し入れる必要がありました。今後はポジションを解消した信用取引の委託保証金は、新規の信用取引のための委託保証金として使えるということですから、非常に効率よく信用取引ができることになります。

現在は個人の取引の 50% 以上が信用取引ですので、この見直しによって、売買の増加、あるいはマーケットでの価格形成機能や約定機会の向

上が期待されるのではないかと思います。いささかテクニカルな話題ですが、株式市場の活性化にとって非常に重要な改正案ですのでご紹介させていただきました。

本日の私からの説明は以上です。

記 者 よろしくお願ひします。

まず、大阪証券取引所との経営統合が公取委に承認されましたけれども、それをどのように受け止めていらっしゃるかということと、TOBの成立への見通しを聞かせてください。

齊 藤 ご案内のように先般公正取引委員会の承認をいただきましたが、大変積極的に、かつ迅速に審査いただき、承認をいたしましたということで、大変感謝しております。公開買付の応募期間は8月22日までであります、公開買付けの状況につきましては翌日23日に公表することになっておりますので、現状がどうなっているというのは、申し訳ないのですがちょっと申し上げられません。

我々もですが、皆さんも、TOBが成功するのかどうかということに関心をお持ちだと思います。当然私はTOBが成功すると思っております。我々の買付価格は48万円ですが、これを決める際のTOPIXの水準と、今のTOPIXの水準はあまり変わっていないのではないかと思います。確かな数字ではありませんが、大証株のその頃の市場価格は40万円前後を行ったり来たりしていたのではないかと思います。それに20%程度のプレミアムをつけた48万円という値段を提示しています。

もう1つは、大証はジャスダックに上場しておられます、流動性が非常に限定されているわけですね。株主は機関投資家も多いようですが、市場で売ろうとすると、株価が相当下がる可能性があるわけです。それに対して、TOBは一律の値段で買い取りますということです。48万円というのは、今までの株価の中で高い価格帯に属しますから、TOBに参加すれば利益が出る株主も多いのではないかと思います。ここで利益を出そうと考える方も多いのではないかと思いますので、希望も含めて、TOBは成功すると確信していると申し上げておきます。

記者 もう1つは、ガバナンスの関連ですが、法務省の法制審議会が社外取締役の選任義務付けを見送るなどの会社法改正の要綱案を示しましたけれども、これをどう受け止めいらっしゃいますか。

齊藤 これは皆さんの報道が先行しておられるのですけれども、8月1日の会社法制部会において要綱案がとりまとめられると聞いております。社外取締役の義務付けはないような内容の報道がありますが、私どもとしては一貫して義務付けを主張してまいりました。これに対して、一部の方々から反対もあり、学者の方々の間にも両論あったと思います。

我々が主張しております理由は、1つは、形式的な話ではありますが、日本もメンバーになっているOECDが2004年に、経営者を取締役会においてガバナンスする手法として、社外の独立した取締役を入れるのが望ましいのではないかというふうな趣旨のコメントを出しておりました。以来、8年経っているわけですけれども、日本以外のOECDメンバーは、これを何らかの形で取り入れている。対応は国によって違いますので、市場ルールとして整備する国もあれば、法律を制定してみたり、一部では市場ルールと司法関係とのタイアップみたいな形で取り入れたりしています。OECD以外の国でも、例えば中国とか、台湾とか、そういうところは法律にして社外取締役を採用している。

そういうことで、もちろん内容が伴う話ではありますが、形式的にもやはり日本はOECDの代表的なメンバーであるということでもありますし、世界でそういうことをやりましょうといったことに、日本の企業だけが入らないというのは、どうかというの1つあります。

日本の企業の利益がもうひとつとか、いろいろな理由はありますけれども、世界的に見ても、この厳しい環境で、リーマン・ショックの直前に比べて、日本の株価は今60%くらいですか。アメリカあたりだと110%前後です。上海あたりでも90%ぐらいですか。代表的な指標としては、日本だけが30%も40%も下がったままで。この背景には、やはり資本に対する経営姿勢、リターンに対する関心が薄いと見られて、投資対象になっていないことがあります。

それとの関係で、第三者の意見を入れた経営、透明性の高い経営をやったほうが、日本のためにも、社会のためにも、また企業のためにもいいのではないかなど我々は思っておりまして、ずっと主張してまいりま

した。取引所規則で義務化すべきだということが法制審の答申になれば、我々は当然喜んで何らかの義務化をしますけれども、その必要はないという結論がでたからといって、我々はギブアップするつもりはありません。今までもそうでしたけれども、今後も粘り強くいろんな機会をとらえて主張を繰り返していきたいと思っております。

現実にずっとそういうことを繰り返してきた結果、既に 50%以上の会社が社外取締役を導入なさっているし、特に国際的に有名な会社や外国人株主が多い会社においては、60%以上で社外取締役が導入されております。

先日、株主総会において、日本を代表する重電メーカーと化学関係の会社が、社外取締役を入れると決議されたとのことです。重電メーカーは、内部取締役よりも社外取締役を増やすという決定までしたそうです。これは大変刺激になるモデルだと思いますし、私はこれによって流れが変われるのではないかなと思っております。

今後も、やはり誰かが言い続けたほうがいいと思いますので、東証としては、株主のため、そして企業、あるいは日本の経済のためにも主張を続けていきたいと思います。

皆さんの報道にもありましたけれども、一部に社外取締役の選任義務付けを上場ルールなどで取引所がルール化したらしいのではないかという意見があるようですが、これはそう簡単にはいかない。いろいろな先生方の討議があった中で、必ずしもひとつの結論に至っていないという状況で、東証が単独で義務化をはっきり条件づけるというのは、なかなか抵抗もあって混乱を生むのではないかという心配があります。実際にだれかが何かを言っているということではありませんが、我々はそれでは十分効果がないのかもしれないと思うのです。取引所というのは自由競争している民間企業でもありますしね。

それから、イギリスなども、よく調べていただきますと、取引所ルールとして義務化はしておりません。取引所ではないファイナンシャル・レポーティング・カウンシルという半官半民みたいなところ、それから金融庁のような F S A、ここで上場会社たるものは社外取締役を置いたほうがいいのではないかというコメントを出しております。ロンドン証券取引所が何か言っているというよりも、イギリスの上場会社は、そういうガイダンスにのっとって、上場なさるとき、あるいは上場後でも、

社外取締役を入れておられるのが現実ですし、これはヨーロッパのほとんどの国が同じです。

アメリカは特殊でありまして、確かにニューヨーク証券取引所は社外取締役を義務化しております。しかし、アメリカはユナイテッド・ステイツ・オブ・アメリカで、ステイツが主ですから、会社法というのはすべて州法です。連邦法ではありません。歴史を遡って調べてもらうとわかりますけれども、かなり長い歴史の中で、ニューヨーク証券取引所のルールに連邦法的な役割を担わせているのですが、その後ろ盾としてSECががっちりついているわけです。

したがって、今回の審議会の結論の内容次第ではありますが、行政からのサポートが余りない、あるいは法律的にはっきり義務づけられないという結論が出た場合には、東証だけが独走して義務化だといっても、言うこと自体は構わないと私は思っていますけれども、恐らくそれは上場会社等々の協賛を得ることなく、非常に混乱を生んで、むしろ有効性に疑問が生じると思います。ですから、さっき言いましたように、我々の今までの努力で55%くらいの会社が社外取締役を入れてきているですから、もう一息なので、もっと皆さんの理解をいただいて、行政当局とも協力しながら、何らかの運動を続けていきたいと思っています。

記者 システムのことでいくつか質問させていただきたいと思います。

arrowheadが今月、少しスピードアップしたと思いますけれども、改めて2010年に導入されて以来、arrowheadの高速化というのが、東証の収益にどのように貢献してきたのか教えてください。

東証のarrowheadに限らず、システムの課題といったら、どういうところがあると社長は思っていらっしゃるか、現状認識を教えてください。

3点目、大証との統合が控えている中で答えづらいかもしれないけれども、将来は日本取引所グループとして、例えば海外のシステムはマイクロ秒とかなり高速化が進んでいますが、日本の市場のシステムの高速化とか、どの辺を目指していかれようと思っていらっしゃるか、その見通しを教えてください。

斉藤 ありがとうございます。

arrowheadの効果はどうだということですけれども、最近の取引高は1

兆円を切る日もありますが、今いただいているオーダーの中で、少なくともコロケーションを利用したようなオーダーは全体の 40%を超えてきています。約定に対する比率も 30%から 40%くらいになっているわけですね。

arrowhead を導入した後、当社の社員と共に、私自身も世界中を回って外交しました。それで今まで東証で売買していなかった世界的に有名なヘッジファンド、かなり優秀な技術者がいるヘッジファンドが、ようやく直接東証市場へ参加してきてくれるようになりました。これがなかつたら、恐らく出来高は 6000 億円そこそこになっているかもしれません。

その 1 点だけですべては語れませんけれども、そういう意味で、arrowhead の効果というのは、やっぱりあったと思います。昔のままの機械だったら、先ほど言ったような東証の出来高、業績は全く報告できなかつただろうと思います。そういう意味では、この第 1 四半期に限って言えば、初めて取引参加料金に占める派生の収益が約 25%程度になったわけです。もちろんこれがどう続くかわかりませんので、余り楽観的なことは申しませんが、東証は現物だけの取引所だったわけですね。それが今は現物と派生が 75 : 25 くらいになった。初めてです。だから、少し体質が変わってきたということが言えますし、時代に合ってきたと言えると思います。自画自賛なので、いろいろ批判はあるかもしれませんけれども、許してください。

課題はないことはないと思います。私は基本的には、取引所取引あるいは証券市場取引のすべてがハイ・フリークエンシー・トレーディングだとか、アルゴリズム的な取引でいいとは思っていないです。取引所というか、資本市場というのは、社会的ミッション、責任を持っております。預金者をベースとする、リスクを余り提供できない銀行資金で設備投資やベンチャー投資をするというのでは、なかなか国が発展しないし、社会が発展しないし、職業も生まれない。そういう現在の世界的な現象、あるいは日本の現象をブレークスルーするには、リスクマネーの提供者がいないと、新しい事業、あるいは計画、チャレンジもないわけでして、そういう意味では、取引所、あるいは資本市場というのがかなり大きな役割を担っている。

リスクマネーの提供はどちらかというと、Buy & Hold 的な投資ですね。長期投資をすることによって資金提供し、増資に対応したり、あるいは IPO に参加していくという姿が一番望ましいわけです。この量が増えることが一番望ましい。

一時、香港がそういう現象を見せましたけれども、それは必ずしも香港だけの力ではなくて、後ろに中国というものがあったということですが、日本もかつて我々が若いときはそうだったわけです。日本は伸びるぞということで、世界のおカネがやってきた。日本独特の問題、今言われているような問題は、もう既にあって指摘されてきたにもかかわらず、多くの取引が行われ、株も上がりしました。しかし、本当は今こそこういうリスクマネーがちゃんと事業を育てていかなければいけないのですが、市場環境としては必ずしもそうなっていない。

ただ、ハイ・フリークエンシー・トレーディングなどは、流動性を提供しているという点においては、絶大な貢献をしている。売りに行ったときに売れない、買いに行ったときに買えない、あるいは値段がものすごく飛ぶ、自分の売りに出した値段によって株が下がってしまうとか、ある程度まとまって買いに行ったら、それで株が上がってしまうというような市場、我々はインエフィシェント・マーケット（非効率市場）と言いますけれども、この問題を解消あるいは軽減するという点ではハイ・フリークエンシー・トレーディングは十分役割を果たしていると思います。

だから、このコンビネーションなんですね。ハイ・フリークエンシーとか、コロケーション等々を使ったミリセカンドの取引とか、そういうものに対しても継続的に対応していきますけれども、一方で、我々としては絶対忘れないといいますか、むしろ重点的にやっているのは、ゆっくりした、長期的な投資なんですよ。

ですから、昨年4月に営業本部というセクションをつくって、今日も昼間、滋賀へ行ってセミナーを開いていますけれども、全国40都市、延べ70回以上にわたって、直接、投資家の方々に日本株の魅力を伝えるべく全国キャラバンを行っているわけです。また、上場企業の上場発信の拡充という観点から、アナリスト・カバレッジ比率の拡大にも取り組んでいます。これは非常に重要だと思ったから、今年の計画の中に入れているということです。課題とは言えないかもしれませんけれども、システムの高速化だけに偏ってはいけないという意味です。

マイクロセカンド等々でどうなるかということは、利用者がどういうふうに言われるか。現実に今、ヘッジファンドへ行きますと、シンガポールやロンドンあたりは、100マイクロセカンド前後と、我々よりもさらに10倍くらい速い機械が動いていて、投資家自身の機械も速いものです

から、常に彼らは早くしろと言います。ただ、私は速くさえすればいいという考えではありません。やはり事故でも起きたら大変です。この世界は絶対とは言えないのですけれども、我々なりの技術レベルで確信のあるところでやっていかなければならぬと思っています。東証と他の取引所のスピードがものすごく乖離していれば別ですけれども、もう相当世界的なレベルで戦えていますので、いくつか注文は来ていますけれども、十分考慮しながらやっていく。大阪と一緒にになった場合は、派生も大きな割合を占めるようになると思いますけれども、そのところはかなりスピードが必要かもしれませんね。その辺はまた考えるということですね。

記　者　増資インサイダー問題の件です。昨日は野村ホールディングスでトップ2人が辞任されました。以前、斎藤社長もこの会見の席で厳しく苦言を述べられていましたが、昨日の辞任をどう見られていたのか、感想を聞かせてください。

斎　藤　感想は前に言ったとおりですね。だれにとっても非常に残念なというか、当然あってはいけないことですから、証券界、あるいは日本の資本市場全体にとっても、私としても残念であります。野村をやめてからもう10年以上たちますけれども、そうはいっても、一応籍を置いた人間としては、後輩諸君の姿を見ていて、悔しいといいますか、残念ですね。

ただ、CEO、COOの2人が辞任されたということは、これは会社にとっても、従業員、あるいは株主さん等々にとっても大変なことであります。ですから、それを引き継ぐ人も、また関係者も、前向きに次の体制にしっかり入ってほしいと思いますね。ここでけじめをつけて前へ行っていたい、こう思っています。

記　者　一方で、追加調査の結果を公表したところ、複数の事案が判明したというふうに昨日ありました。まだまだ根深いような印象を受けるのですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

斎　藤　それは内容を知らないので何とも言えませんけれども、あるのだったらさっさと出すべきですね。出してしまえばいいわけですから。ただ、こういうのは法律面でそれほどクリアになっていない面もあります。恐

らく当事者たちが一番、急いではつきりしたいと思っていると思いますよ。いつまでもだらだら、今さら何か隠しておこうなんていう気持ちはないと私は思っております。

跡を継いだ人たちは特にそうでしょうねども、出すものは早く出さなければいけないと思っていると思いますので、あるならあるで、さっさと出せばいいと思っています。

記　者　公募増資の絡みで引き続き申しわけないですけれども、一方でヘッジファンドから証券会社に対して情報提供を求める動きも問題視されていますけれども、そこについてのご見解をひとつ教えてください。

もう1つは、金融庁がジャパン・アドバイザリーというところと証券会社の関係について、12社に一斉点検を求めておりますけれども、そこではどういったことが明らかになることを期待されておられますでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

齊　藤　その辺は皆さんの報道でしか内容を知らないし、立場的にも個別の案件について、当局がいろいろ調査をしたりしていることに対して、私のほうからコメントすべきではないと思います。最初のご質問のヘッジファンドがそういうことを求めていたということがもし本当なら、そういうヘッジファンドは許されるべきではないでしょうね。それは違法であるということをわかってやっている。

ただ、その問題は難しいですね。例えば求めただけで何もしなかつたといった場合は、これは罪になるのか、ならないのか知りませんけれども、常識的に考えると、今までの法律では求めただけで何もやらなかつたら罪にならないかもしない。インサイダー取引規制の見直しも検討されるとのことですが、やはりいろんなことを考えないといけないと思います。

大変申しわけないですけれども、当局や、自主規制法人が調査している案件について、私がいろいろコメントすることは立場上許されないので差し控えさせていただきます。

記　者　増資インサイダーの問題ですが、早耳情報を使っていろいろやってい

たということが調査報告書の中でも出ていたりしたのですが、結局、証券会社のビジネスモデルのあり方を解決しないと、根本的な解決にならないのではないかという認識も持っています。この問題を解決するには厳罰化が必要なのか、一人ひとりのモラルの問題なのか、あるいは早耳情報の管理のあり方なのか、そのあたり、どうしたら解決になるのかというお話を伺えますでしょうか。

斎 藤 ご質問の趣旨はわかりますけれども、早耳情報というのは今初めて聞いたのですが、皆さん報道機関の方々へのお願いで言えば、ウォールストリートあたりの慣習としては、企業が公式に増資だとか、そういうことを発表する前に報道はしないのです。会社が正式に会見などで発表して初めて報道が許される。

皆さんは優秀なものだから、前に報道が出ちゃうことがたくさんあるわけです。会社が発表する前に、どうしてそういう情報をおとりになれるのかわかりませんけれども、これは一般的にアメリカなんかでは認められないです。当事者がパブリックで認めていない情報というのは、正しい情報とは評価されていない。

ところが、日本の場合、事前の報道があって、時系列に遡ってみると、会社が発表する前に取引が始まっているというのがあって、それも問題だと思うのですね。

皆さんの報道で夕刊の一部にポンと出て、会社が翌日発表するというとき。1時の夕刊に出ると、午後の取引にはその夕刊を見た人は当然売ったり買ったりしますよね。その人にとっては何でもないことです。夕刊に出ていているですから、パブリック情報になっている。ところが、公的には会社は発表していないですから、パブリック情報ではないのです。パブリック情報ではないものが新聞に出てしまって、それを売り買いのタネにする。それは確認されていないのだから、スペキュレーションだと言えばそれまで。

例えば注意して「ウォールストリート・ジャーナル」なんかお読みになつたら、この情報は私どもが推測しているのであって、コンファームはしていませんと必ず入っている。これはだれだれがとってきた情報ですか、名前も入っている。だから記者の方の責任になっているのです。

日本はそういう制度でないので、一方的にだれが悪いとかを決めるのは、なかなか難しい問題です。私はインサイダーというのは悪いと思うのですよ。インサイダーというのは悪いのですけれども、インサイダー

になっているか、なっていないかをジャッジするところが非常に難しいのだと思います。

それから、例は少ないかもしれません、中には、立会中に増資等の発表をされる会社もあります。発表は場が引けた後に、ということをお願いしていた時期もかつてはあったのですが、3時で取引が終了していた時代と違って、今は24時間トレードとか、そういう時代になってしまったものだから、場が引けてから開示すればいいという時代じゃない。

日本株の全取引が止まっている段階で発表なさる、それが我々の昔の常識だったわけです。ところが、日本は止まっていたけれども、シカゴでは指数とか、あるいはオプションとかで取引が行われるという時代になつたために、これはなかなか難しいのですよ。

もちろんさつきからご質問のあったようなヘッジファンドの問題、あるいは証券会社の姿勢の問題はあります。これは大原則として許されないということはありながらも、十分注意して、何がインサイダーかを見極めないといけない。インサイダーと普通の情報は違いますし、株を持っている人が、もしパブリックのダイリューションという情報をもらつて、ヘッジで売るとか、空売りするというのは普通の売買ですから、その量が増えようが増えまいが、それはダイリューションに対する株主としての行為、反応なので、そのこと自体がいけないということは世界的にあり得ない。

ここで一番問題なのは、インサイダーという罪の行為、インサイダー情報をもつて、人より先にアンフェアにトレードしたということが問題なので、それがないようにしなければいけない。もし証券会社がそれを営業の一環としてやっていたとすれば、これはもう論外ですよね。どうしたら止まるかというご質問に対しては、私も答え切れませんけれども、要するにモラルの問題ですからね。

報酬なんかが欧米では絡んで、たくさん稼げばボーナスが高いとか、そういう制度が行き過ぎるとインサイダー取引があつたりして、これは複合的な問題が絡んでいると思いますので、それは証券会社の経営で十分検討していただくしかないと思います。世界に何万という証券会社があって、インサイダー情報で商売をしていたという証券会社は、今のところ数社出てきているだけありますから、普通の会社はまともにちゃ

んとファイアウォールを置いてやっているわけです。そこは当事者意識でしっかりとやらなければいけないでしょうね。

記者 来週、齊藤社長は上海にご出張されて、上海取引所のセミナーにご出席されるかと思いますけれども、このセミナーのねらいと、今後、東京市場と中国の市場の連携強化みたいなもので何か考えていらっしゃることがあれば、ご紹介いただければと思います。

齊藤 上海との関係では、以前から東証に CSI300、愛称パンダという指數の ETF を上場しておりますが、上場時に、TOPIX をベースとした指數の ETF を上海に上場しましよう、交互に上場しましようという話をしていました。これは 3 年か 4 年前にスタートしたのですが、中国側のいろいろな理由で遅れました。

今年の春でしたか、北京の CSRC の当局のヘッドがお代わりになった後、こちらに来られました。それで、いろいろお願ひをいたしまして、前へ進めましょうよと言ったら、前向きに検討しようというお話をいただきました。その反応かどうかはわかりませんが、中国側も自国の指數の ETF をほかの国に上場させたり、香港の指數の ETF を自分のところへ上場したりし始めたようですから、希望としては、TOPIX の ETF が上海に上場されないかなと、そういう外交の継続の 1 つとしていくことが一番大きいです。

もちろん中国とは上海のみならず、北京とも非常に親しく情報交換しております。我々の経験が中国の資本市場の育成に幾ばくかお役に立つならば、我々としては大変うれしいと思いますし、日本と中国との関係を考えると、こういったことは継続的に行っていくことだと思っています。今具体的に中国側と話をしているのは、なるべく早く TOPIX の ETF を上海に上場させてほしいということです。

以上